二　知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
次に掲げる情報
イ　当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ロ　当該措置に係る知的障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
三　知的障害者福祉法第二十七条の費用の徴収に関する事務　当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る次に掲げる情報
イ　生活保護実施関係情報
ロ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　住民票に記載された住民票関係情報
第三十条第一号を削り、同条第二号中「又は当該被災者の」を「（災害対策基本法第二条第一号の災害の被災者をいう。以下この条において同じ。）又はその」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二　被災者又はその保護者に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
三　被災者又はその保護者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第二号又は第二項の措置に係る部分に限る。）
第三十条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号中「被災者又は」を「被災者若しくは」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「高額障害児通所給付費」の下に「、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費」を加え、同号を同条第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六　被災者又はその保護者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
第四十条第一号中「当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。次号において同じ。）に係る市町村民税に関する情報
ロ　当該請求に係る支給要件児童（児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。次号において同じ。）に係る市町村民税に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。
イ　当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。）に係る市町村民税に関する情報
ロ　当該請求に係る支給要件児童（児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。次号において同じ。）又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報
第四十条第二号中「当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。
イ　当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報
ロ　当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報
第四十三条の三の次に次の一条を加える。
第四十三条の四　法別表第二の八十五の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　同条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報
イ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ハ　道府県民税又は市町村民税に関する情報
ニ　住民票に記載された住民票関係情報
二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報
第四十四条第一号中「若しくは」を「及び」に、「実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下この号及び次号において「平成十九年改正法」という。）」を「実施、平成十九年改正法」に、「実施に」を「実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に」に、「次に」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に」に改め、同号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る」を削り、同号ロから同号トまでの規定中「要支援者等に係る」を削り、同号ラ中「要支援者等に係る」を削り、同号ラを同号ムとし、同号ナ中「要支援者等に係る」を削り、同号ナを同号ラとし、同号ネ中「要支援者等に係る」を削り、同号ネを同号ナとし、同号ツ中「要支援者等に係る」を削り、同号ツを同号ネとし、同号レ中「要支援者等に係る」を削り、同号レを同号ソとし、同号タを削り同号ヨ中「要支援者等に係る」を削り、同号ヨを同号レとし、同号カ中「要支援者等に係る」を削り、同号カを同号タとし、同号ワ中「要支援者等に係る」を削り、同号ワを同号ヨとし、同号ヲ中「要支援者等に係る」を削り、同号ヲを同号カとし、同号ル中「要支援者等に係る」を削り、同号ルを同号ワとし、同号ヌ中「要支援者等に係る」を削り、同号ヌを同号ヲとし、同号リ中「要支援者等に係る」を削り、同号リを同号ルとし、同号チ中「要支援者等に係る」を削り、同号チを同号ヌとし、同号トの次に次のように加える。
チ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
リ　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
第四十四条第二号中「同じ。）」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項」を加え、「よること」を「よるもの」に、「前号」を「要支援者等に係る前号イからムまで」に改め、同条第三号中「第十四条第四項」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項」を加え、「よること」を「よるもの」に改め、「保護の」を削り、「第一号」を「要支援者等に係る第一号イからムまで」に改め、同条第五号中「第十四条第四項」の下に「並びに平成二